

## 千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱の改正について

### 1 趣 旨

本協議会は、地方自治法に基づく県の附属機関の性質を有しない会議として、県の指針により、概ね3年ごとに必要性も含め定期的に見直しを図ることとされ、標記運営要綱は「平成29年3月31日限り、その効力を失う」となっている。

しかしながら、平成27年度の地域リハビリテーション連携指針の見直しにより今後の方向性が示されたところであり、引き続き開催する必要があることから、平成28年5月に千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱（以下「実施要綱」）を改正し、本協議会の開催について明記したところである。

については、下記のとおり改正の上、期間を延長することとしたい。

### 2 改正内容（案）

- (1) 名称を「地域リハビリテーション協議会運営要領」に変更
- (2) 協議会開催の根拠規定（実施要綱第2の1）を明記
- (3) 協議事項から「連携指針の検討」を削除
- (4) 構成員を具体的に標記

### 3 新旧対照表（案） 別添のとおり

### 4 施行年月日 平成29年4月1日（予定）

※有効期間は平成32年3月31日まで

千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、「<u>千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱</u>」(以下「<u>要綱</u>」という。)第2の1の規定により開催する「<u>千葉県地域リハビリテーション協議会</u>」(以下「<u>協議会</u>」という。)の<u>運営について、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>なお、本協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 要綱第2の2及び3の規定による千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整に関すること</u></p> <p><u>(2) 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項</u></p> <p><u>(3) その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、<u>別表に掲げる機関の代表等から構成</u>(以下「<u>協議会員</u>」という。)し、その人数は20名以内とする。</p> <p>2 協議会に会長及び副会長各<u>1名</u>を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 会長は、<u>協議会の議長を務め、協議会を統括する。</u></p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p>	<p style="text-align: center;">千葉県地域リハビリテーション協議会運営要綱</p> <p>(設置及び目的)</p> <p>第1条 生活の基盤である「在宅」及び「地域社会」において寝たきりとなることを防止するために成人(高齢者を含む)が、住み慣れた地域において、生き生きとした生活を送ることができるよう、地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的として「<u>千葉県地域リハビリテーション協議会</u>」(以下「<u>協議会</u>」という。)を開催する。</p> <p>なお、この協議会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>1 地域リハビリテーション連携指針の検討に関すること。</u></p> <p><u>2 千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整に関すること</u></p> <p><u>3 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項</u></p> <p><u>4 その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は<u>協議会員20名以内で構成することとする。</u></p> <p>協議会員は、<u>関係者、保健・医療・福祉等関係団体の代表及び関係行政機関代表等から構成する。</u></p> <p>2 協議会に会長及び副会長各<u>一人</u>を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。</p> <p>3 会長は、<u>協議会の会務を総理し、協議会を代表する。</u></p> <p>4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。</p> <p><u>5 県は、必要に応じて、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見を聴くことができる。</u></p>

(会 議)

第4条 協議会は、必要に応じて県が招集する。

2 県は、協議会において、必要に応じ、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見を聴くことができる。

3 県は、必要があると認めるときは、協議会員以外の者の出席を求めることができる。

(検討部会)

第5条 協議会に、次の検討部会を置くことができる。

(1) 地域リハビリテーション検討部会

(2) その他協議会が必要と認める検討部会

2 検討部会の構成員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。

3 検討部会には、構成員の互選により座長を置き、座長は検討部会の会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会及び検討部会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成29年4月1日から施行する。

6 県は、必要があると認めるときは、協議会員以外のものの出席を求めることができる。

(会 議)

第4条 協議会は、必要に応じて県が招集し、会長がその議長となる。

(検討部会)

第5条 協議会に、次の検討部会を置くことができる。

(1) 地域リハビリテーション検討部会

(2) その他協議会が必要と認める検討部会

2 検討部会の構成員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。

3 検討部会には、構成員の互選により座長を置き、座長は検討部会の会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会・検討部会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、県が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成13年3月30日から施行する。

(失効)

2 この要領は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第3条第1項）

公益社団法人千葉県医師会

一般社団法人千葉県歯科医師会

公益社団法人千葉県看護協会

一般社団法人千葉県理学療法士会

一般社団法人千葉県作業療法士会

一般社団法人千葉県言語聴覚士会

一般社団法人千葉県社会福祉士会

一般社団法人千葉県老人保健施設協会

特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会

千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会

千葉県訪問看護ステーション連絡協議会

千葉県市町村保健活動連絡協議会

千葉県保健所長会

千葉県リハビリテーション支援センター

地域リハビリテーション広域支援センター

その他県が必要と認める機関

(失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日に限り、その効力を失う  
附 則

【中略】

この要綱は平成25年6月1日から施行する。

# 千葉県地域リハビリテーション協議会運営要領（改正後案）

## （目的）

第1条 この要領は、「千葉県地域リハビリテーション支援体制整備推進事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第2の1の規定により開催する「千葉県地域リハビリテーション協議会」（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

なお、本協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関の性質を有しない。

## （協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- （1） 要綱第2の2及び3の規定による千葉県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る調整に関すること
- （2） 地域におけるリハビリテーション支援体制に関する事項
- （3） その他、地域リハビリテーションの推進に関し必要な事項

## （組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる機関の代表等から構成（以下「協議会員」という。）し、その人数は20名以内とする。

- 2 協議会に会長及び副会長各1名を置くこととし、協議会員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会の議長を務め、協議会を統括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

## （会議）

第4条 協議会は、必要に応じて県が招集する。

- 2 県は、協議会において、必要に応じ、地域でのリハビリテーション利用者等の代表から意見を聴くことができる。
- 3 県は、必要があると認めるときは、協議会員以外の者の出席を求めることができる。

## （検討部会）

第5条 協議会に、次の検討部会を置くことができる。

- （1） 地域リハビリテーション検討部会
  - （2） その他協議会が必要と認める検討部会
- 2 検討部会の構成員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。

3 検討部会には、構成員の互選により座長を置き、座長は検討部会の会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会及び検討部会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、平成32年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第3条第1項）

公益社団法人千葉県医師会
一般社団法人千葉県歯科医師会
公益社団法人千葉県看護協会
一般社団法人千葉県理学療法士会
一般社団法人千葉県作業療法士会
一般社団法人千葉県言語聴覚士会
一般社団法人千葉県社会福祉士会
一般社団法人千葉県老人保健施設協会
特定非営利活動法人千葉県介護支援専門員協議会
千葉県地域包括・在宅介護支援センター協会
千葉県訪問看護ステーション連絡協議会
千葉県市町村保健活動連絡協議会
千葉県保健所長会
千葉県リハビリテーション支援センター
地域リハビリテーション広域支援センター
その他県が必要と認める機関